

代理人受領について(抜粋版)

来庁者用

マイナンバーカードの受け取りについては、国の運用及び規定に則り、ご本人となる方と直接対面し、カードと顔を認証した上で交付しております。

ただし、病気や身体の障害などのやむえない理由により、本人の来庁が困難であると市町村が認める場合に限り、代理人がカードを受領出来ます。

①代理人交付の要件については下記のとおりです。

状況	持ってきていただく必要書類 (来庁が困難であることを証明する証明書) ※有効期限内及び原本に限る
・病院に入院中で退院の方 ・介護等の施設に入所中の方	A書類がある場合… 入院中または入所中が証明できる書類 A書類がない場合… 市HPにある「個人番号カード顔写真証明書」に顔写真を添付し、施設側が記入したもの。
身体障害者手帳	身体障害者手帳
精神障害者手帳	精神障害者手帳
療育手帳(愛の手帳)	療育手帳(愛の手帳)
未就学児	市HPにある「個人番号カード顔写真証明書(法定代理人)」に顔写真を添付、記入したもの
在宅で福祉サービス等を受けている方(介護認定のある方)	A書類がある場合…原本をご持参ください。 A書類がない場合… 市HPにある「個人番号カード顔写真証明書」に顔写真を添付し、ケアマネ側が記入したもの。

②上記の要件を踏まえ、代理人でのマイナンバーカードのお受け取りについて来庁する代理人及び申請者が持参する書類については下記のとおりです。

必須書類	詳細 ※有効期限内及び原本に限る
交付通知書(照会回答書)	暗証番号を申請者が記入の上、ハガキ表面にある目隠しシールを貼った状態
申請者の本人確認書類	下記の①～③いずれか ① A書類2点 ② A書類1点+B書類1点 ③ B書類3点(うち写真付き1点以上)
代理人の本人確認書類	下記のいずれか ① A書類2点 ② A書類1点+B書類1点

A書類	運転免許証/運転経歴証明書(H24年4月1日以降のものに限る)/住基カード(顔写真付き)/個人番号カード/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療養手帳(愛の手帳)/在留カード等
B書類	各種健康保険証/医療受給者証/年金手帳または各種年金証書/児童扶養手当証書/生活保護受給証明書/学生証/社員証/介護保険証 「漢字氏名+生年月日」または「漢字氏名+住所」の記載がある診察券等/個人番号カード顔写真証明書

◆お問い合わせ
清瀬役所市民課住民係
TEL: 042-497-2037